

I はじめに

プロフィールの構成と使い方

「1. 署の基本情報」協定相手方となり得る管内市町村数、令和3年度から5年度の更新面積とシカによる森林被害面積等を基本情報として掲載しています。

【捕獲実行形態】

国有林野内における捕獲の実行形態について、以下のとおり区分しています。

① 職員实行

職員又は臨時雇用職員による捕獲

② 委託実行

委託事業による捕獲

③ わな貸出

市町村、猟友会及び森林管理署等が協定を締結し、森林管理署等が保有するわなを猟友会等に貸し出し、猟友会等が国有林野内において捕獲を実施

④ その他

ア 森林管理署等と市町村が協定を締結して、森林管理署等が国有林林道の除雪等を実施、市町村の捕獲実施隊等が捕獲を実施

イ 森林管理署等と猟友会が協定を締結して、林道ゲートの鍵を貸与し、猟友会が国有林野内で捕獲を実施

ウ 地域の協議会へ参画して、関係機関が連携して

国有林野内で捕獲を実施

エ 市町村による有害捕獲、都道府県による捕獲等

事業を国有林野内で実施

【管内図】

国有林野の分布状況や協定を締結した市町村との位置関係などの情報を掲載しています。

国有林野の分布状況など、これから更なる取組を進める際の参考にしてください。

【業務の流れ】

取組を進めるうえで、特にボトルネックとその改善策は注目すべきポイントです。職員実行や委託事業の実施に当たって、各署等ごとの生息密度や関係者などの実態は異なり、取組を進めていくうえで様々なハード（ボトルネック）が出てくる可能性があります。そのような時は先行して取り組んでいるプロファイル掲載署の取組内容と改善策を参考にしてください。

「わな貸出」と「その他」

関係市町村や地元猟友会の皆さんと協定や協議会の形で行っている「わな貸出」や「林道ゲート貸与」などの取組（捕獲協力）について記載しています。これらの取組が国有林野における捕獲頭数のうち大きな割合を占めています。

これらの取組を参考にいただき、地域の関係者と連携して国有林野内でシカ捕獲を行う体制づくりを積極的に進めてください。

【協定、協議会関係図】

協定や協議会の形については、協定相手方や協議会参画者の意向も踏まえ、様々な形が想定されます。本ページを参考に、地域の実態に応じた連携の姿を模索し、森林管理署と協定、協議会関係者の双方がwinwinとなるような姿の構築に取り組んでください。

【★協定締結まで、協議会運営のボトルネック
(課題)と改善策】

取組を進めるうえで、特にボトルネックとその改善策は注目すべきポイントです。協定締結や協議会運営に当たっては相手方の利害など様々なハードル（ボトルネック）が出てくる可能性があります。そのような時は先行して取り組んでいるプロファイル掲載書の取組内容と改善策を参考にしてください。

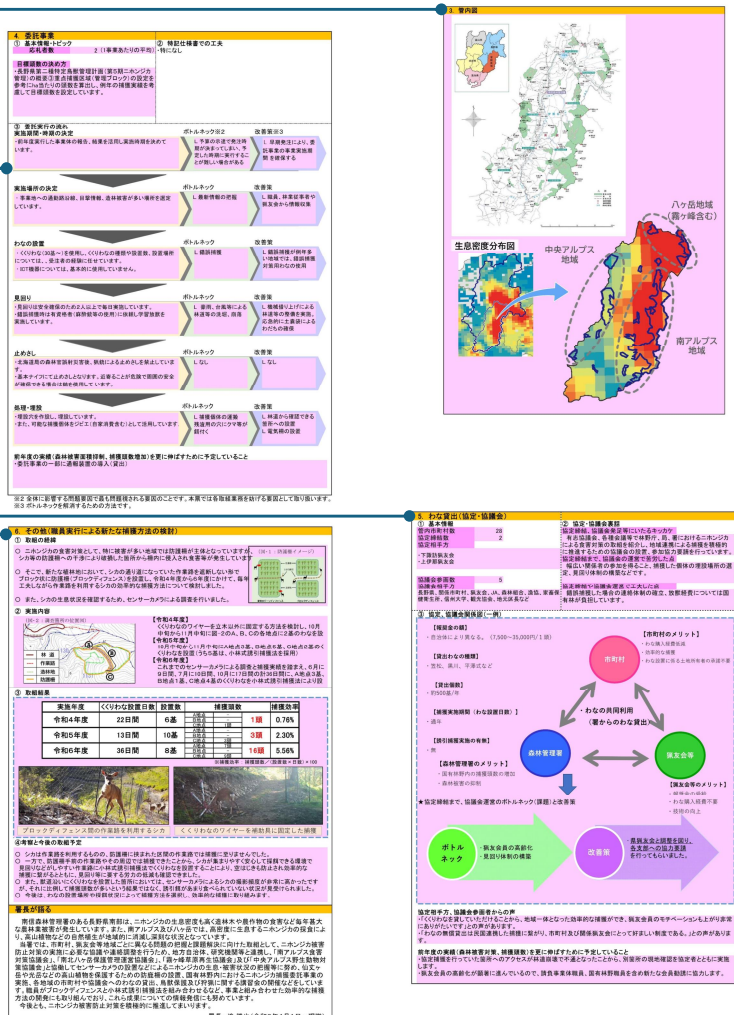


「2. 捕獲頭数とシカによる森林被害面積の推移」
令和元年度から令和5年度までの直近5カ年の捕獲実行形態別のシカ捕獲頭数とシカによる森林被害面積の推移を掲載しています。
捕獲頭数と森林被害面積の推移を読み取ってください。

【★森林被害対策のワンポイントアピール】

当該署の取組のうち、捕獲の主要な取組、特徴的な取組をワンポイントアピールとして記載しています。

ワンポイントアピールに記載の取組については、後段のページに詳細な内容を掲載しています。



シカ捕獲プロフィール

(中部局) 南信森林管理署

1. 署の基本情報

① 署の基礎的情報

管内面積	399,306.00ha		
シカ生息密度	50頭/km2以上		
管内市町村数	28		
	R3	R4	R5
更新面積	18.99ha	6.38ha	8.10ha
人工造林面積	18.99ha	0.95ha	8.10ha
シカによる森林被害面積	0.17ha	0.45ha	0.04ha
うち、人工林被害面積	0.17ha	0.45ha	0.04ha

※1

④ 協定・協議会数

		R3	R4	R5
わな貸出	協定			
	協議会	11	12	11
その他	協定	2	2	2
	協議会	5	5	5

② 署のシカ捕獲等対応体制

担当職員	森林技術指導官 野生鳥獣対策官		
	R3	R4	R5
全職員数	34人	35人	31人
わな講習受講者数	28人	27人	21人
狩猟免許所持職員数	1人	1人	1人

③ 捕獲実行形態

		R3	R4	R5
職員実行		○	○	○
委託事業		○	○	○
わな貸出	協定			
	協議会	○	○	○
その他	協定	○	○	○
	協議会	○	○	○

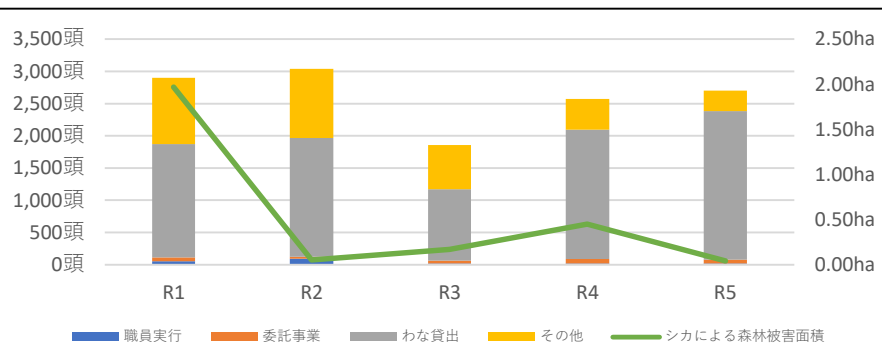
⑤ 捕獲の方法、実施時期

・ 捕獲の方法		R3	R4	R5
改良型わな	小林式			
	こじゃんと その他			
くくりわな		○	○	○
囲いわな				
銃(モバイルカリング等)				
・ 捕獲実施時期				
職員実行	9月～10月、11月～3月			
委託事業	6月～11月			
協定	4月～3月			

⑥ 捕獲以外の被害対策

シカ防護柵実施有無	有
シカ忌避剤使用有無	有

2. 捕獲頭数とシカによる森林被害面積の推移



★森林被害対策のワンポイントアピール

① 委託事業による捕獲

⇒「4. 委託事業」をご参照ください。

② わな貸出による捕獲

⇒「5. わな貸出(協定・協議会)」をご参照ください。

		R1	R2	R3	R4	R5
捕獲頭数	職員実行	51頭	95頭	16頭	18頭	17頭
	委託事業	61頭	29頭	48頭	69頭	62頭
	わな貸出	1,756頭	1,840頭	1,106頭	2,010頭	2,306頭
	その他	1,031頭	1,077頭	685頭	473頭	318頭
	計	2,899頭	3,041頭	1,855頭	2,570頭	2,703頭
シカによる森林被害面積		1.97ha	0.05ha	0.17ha	0.45ha	0.04ha

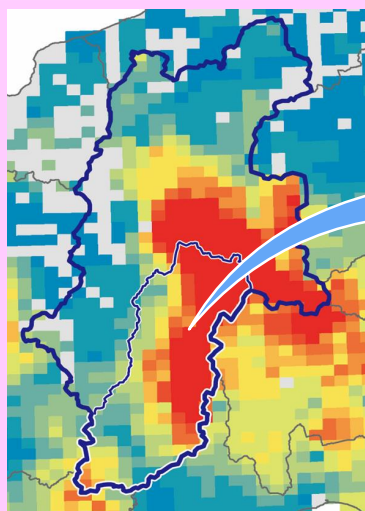
※1 シカによる森林被害面積は、森林被害年報における実損面積です。

3. 管内図

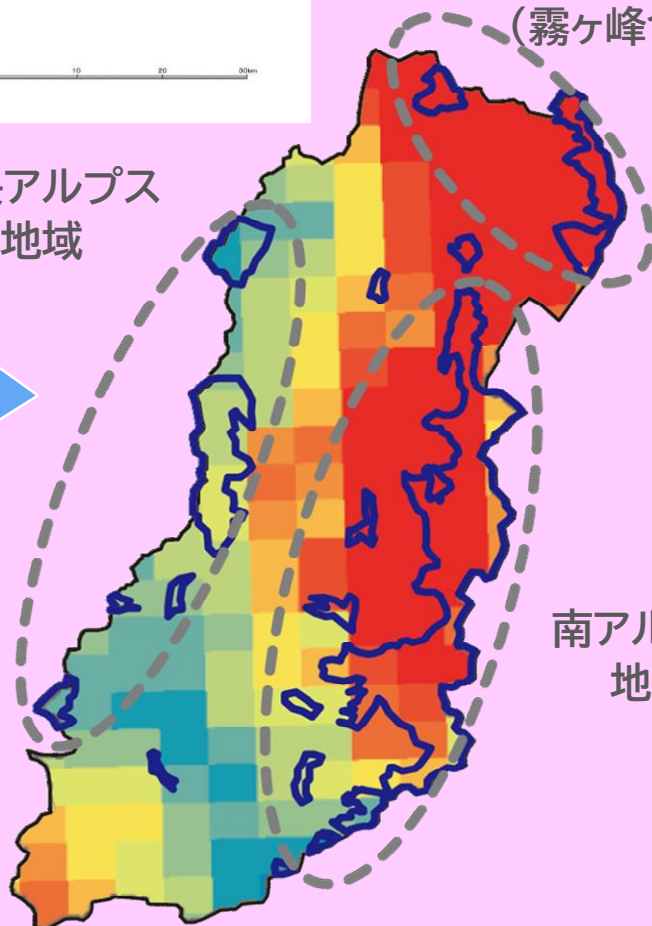


ハケ岳地域
(霧ヶ峰含む)

生息密度分布図



中央アルプス
地域



南アルプス
地域

4. 委託事業

① 基本情報・トピック

応札者数

2 (1事業あたりの平均)

② 特記仕様書での工夫

・特になし

目標頭数の決め方

・長野県第二種特定鳥獣管理計画(第5期ニホンジカ管理)の概要③重点捕獲区域(管理ブロック)の設定を参考にha当たりの頭数を算出し、例年の捕獲実績を考慮して目標頭数を設定しています。

③ 委託実行の流れ

実施期間・時期の決定

・前年度実行した事業体の報告、結果を活用し実施時期を決めています。

ボトルネック※2

・予算の示達で発注時期が決まってしまう、予定した時期に実行することが難しい場合がある

改善策※3

・早期発注により、委託事業の事業実施期間を確保する

実施場所の決定

・事業地への通勤路沿線、目撃情報、造林被害が多い場所を選定しています。

ボトルネック

・最新情報の把握

改善策

・職員、林業従事者や猟友会から情報収集

わなの設置

・くくりわな(30基〜)を使用し、くくりわなの種類や設置数、設置場所については、受注者の経験に任せています。
・ICT機器については、基本的に使用していません。

ボトルネック

・錯誤捕獲

改善策

・錯誤捕獲が例年多い地域では、錯誤捕獲対策用わなの使用

見回り

・見回りは安全確保のため2人以上で毎日実施しています。
・錯誤捕獲時は有資格者(麻醉銃等の使用)に依頼し学習放獣を実施しています。

ボトルネック

・豪雨、台風等による林道等の洗掘、崩落

改善策

・機械借り上げによる林道等の整備を実施。応急的に土嚢袋によるわだちの確保

止めさし

・北海道局の森林官銃射災害後、猟銃による止めさしを禁止しています。
・基本ナイフにて止めさしとなります。近寄ることが危険で周囲の安全が確保できる場合は銃を使用しています。

ボトルネック

・なし

改善策

・なし

処理・埋設

・埋設穴を作設し、埋設しています。
・また、可能な捕獲個体をジビエ(自家消費含む)として活用しています。

ボトルネック

・捕獲個体の運搬
残渣用の穴にクマ等が餌付く

改善策

・林道から確認できる箇所への設置
・電気柵の設置

前年度の実績(森林被害面積抑制、捕獲頭数増加)を更に伸ばすために予定していること

・委託事業の一部に通報装置の導入(貸出)

※2 全体に影響する問題要因で最も問題視される要因のことです。本票では各取組業務を妨げる要因として取り扱います。
※3 ボトルネックを解消するための方法です。

5. わな貸出(協定・協議会)

① 基本情報

管内市町村数	28
協定締結数	2
協定相手方	

- ・下諏訪猟友会
- ・上伊那猟友会

協議会参画数 5

協議会相手方

長野県、関係市町村、猟友会、JA、森林組合、漁協、家畜保健衛生所、信州大学、観光協会、地元区長など

② 協定・協議会裏話

協定締結、協議会発足等にいたるキッカケ

有志協議会、各種会議等で林野庁、局、署におけるニホンジカによる食害対策の取組を紹介し、地域連携による捕獲を積極的に推進するための協議会の設置、参加協力要請を行っています。

協定締結まで、協議会の運営で苦労した点

幅広い関係者の参加を得ること、捕獲した個体の埋設場所の選定、見回り体制の構築などです。

協定締結や協議会運営で工夫した点

錯誤捕獲した場合の連絡体制の確立、放獣経費については国有林が負担しています。

③ 協定・協議会関係図(一例)

【報奨金の額】

- ・自治体により異なる。(7,500～35,000円/1頭)

【貸出わなの種類】

- ・笠松、黒川、平澤式など

【貸出個数】

- ・約500基/年

【捕獲実施期間(わな設置日数)】

- ・通年

【誘引捕獲実施の有無】

- ・無

【森林管理署のメリット】

- ・国有林野内の捕獲頭数の増加
- ・森林被害の抑制

【市町村のメリット】

- ・わな購入経費低減
- ・効率的な捕獲
- ・わな設置に係る土地所有者の承諾不要

市町村

・わなの共同利用
(署からのわな貸出)

森林管理署

猟友会等

【猟友会等のメリット】

- ・報奨金の受給
- ・わな購入経費不要
- ・技術の向上

★協定締結まで、協議会運営のボトルネック(課題)と改善策

ボトル
ネック

- ・猟友会員の高齢化
- ・見回り体制の構築

改善策

- ・県猟友会と調整を図り、各支部への協力要請を行っていただきました。

協定相手方、協議会参画者からの声

- ・「くくりわなを貸していただけることから、地域一体となった効率的な捕獲ができ、猟友会員のモチベーションも上がり非常にありがたいです」との声があります。
- ・「わなの無償貸出は民国連携した捕獲に繋がり、市町村及び関係猟友会にとって好ましい制度である。」との声があります。

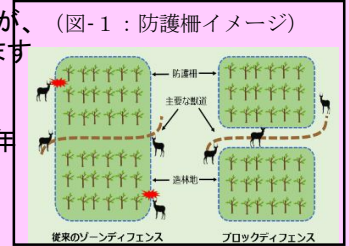
前年度の実績(森林被害対策、捕獲頭数)を更に伸ばすために予定していること

- ・協定捕獲を行っていた箇所へのアクセスが林道崩壊で不通となったことから、別箇所の現地確認を協定者とともに実施します。
- ・猟友会員の高齢化が顕著に進んでいるので、請負事業体職員、国有林野職員を含め新たな会員勧誘に協力します。

6. その他(職員実行による新たな捕獲方法の検討)

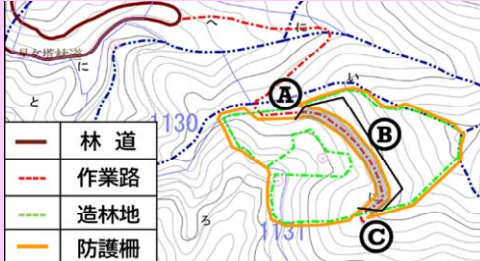
① 取組の経緯

- ニホンジカの食害対策として、特に被害が多い地域では防護柵が主体となっていますが、シカ等の防護柵への干渉により破損した箇所から柵内に侵入され食害等が発生しています。(図-1：防護柵イメージ)
- そこで、新たな植林地において、シカの通り道になっていた作業路を遮断しない形でブロック状に防護柵(ブロックディフェンス)を設置し、令和4年度から6年度にかけて、毎年工夫しながら作業路を利用するシカの効率的な捕獲方法について検討しました。
- また、シカの生息状況を確認するため、センサーカメラによる調査を行いました。



② 実施内容

(図-2：調査箇所の位置図)



【令和4年度】

くくりわなのワイヤーを立木以外に固定する方法を検討し、10月中旬から11月中旬に図-2のA、B、Cの各地点に2基のわなを設

【令和5年度】

10月中旬から11月中旬にA地点3基、B地点5基、C地点2基のくくりわなを設置(うち5基は、小林式誘引捕獲法を採用)

【令和6年度】

これまでのセンサーカメラによる調査と捕獲実績を踏まえ、6月に9日間、7月に10日間、10月に17日間の計36日間に、A地点3基、B地点1基、C地点4基のくくりわなを小林式誘引捕獲法により設

③ 取組結果

実施年度	くくりわな設置日数	設置数	捕獲頭数		捕獲効率
令和4年度	22日間	6基	A地点	—	1頭
			B地点	—	
			C地点	1頭	
令和5年度	13日間	10基	A地点	—	3頭
			B地点	—	
			C地点	3頭	
令和6年度	36日間	8基	A地点	7頭	16頭
			B地点	—	
			C地点	9頭	

※捕獲効率：捕獲頭数/(設置数×日数)×100



ブロックディフェンス間の作業路を利用するシカ



くくりわなのワイヤーを補助具に固定した捕獲

④ 考察と今後の取組予定

- シカは作業路を利用するものの、防護柵に挟まれた区間の作業路では捕獲に至りませんでした。
- 一方で、防護柵手前の作業路やその周辺では捕獲できたことから、シカが集まりやすく安心して採餌できる環境で見回りなどがしやすい作業路に小林式誘引捕獲法でくくりわなを設置することにより、空はじきも防止され効率的な捕獲に繋がるとともに、見回り等に要する労力の低減も確認できました。
- また、獣道沿いにくくりわなを設置した箇所においては、センサーカメラによるシカの撮影頻度が非常に高かったですが、それに比例して捕獲頭数が多いという結果ではなく、誘引餌があまり食べられていない状況が見受けられました。
- 今後は、わなの設置場所や採餌状況によって捕獲方法を選択し、効率的な捕獲に取り組めます。

署長が語る

南信森林管理署のある長野県南部は、ニホンジカの生息密度も高く造林木や農作物の食害など毎年甚大な農林業被害が発生しています。また、南アルプス及び八ヶ岳では、高密度に生息するニホンジカの採食により、高山植物などの自然植生が地域的に消滅し深刻な状況となっています。

当署では、市町村、猟友会等地域ごとに異なる問題の把握と課題解決に向けた取組として、ニホンジカ被害防止対策の実施に必要な協議や連絡調整を行うため、地方自治体、研究機関等と連携し、「南アルプス食害対策協議会」、「南北八ヶ岳保護管理運営協議会」、「霧ヶ峰草原再生協議会」及び「中央アルプス野生動物対策協議会」と協働してセンサーカメラの設置などによるニホンジカの生息・被害状況の把握等に努め、仙丈ヶ岳や光岳などの高山植物を保護するための防鹿柵の設置、国有林野内におけるニホンジカ捕獲委託事業の実施、各地域の市町村や協議会へのわなの貸出、鳥獣保護及び狩猟に関する講習会の開催などを行っています。職員がブロックディフェンスと小林式誘引捕獲法を組み合わせるなど、事業と組み合わせた効率的な捕獲方法の開発にも取り組んでおり、これら成果についての情報発信にも努めています。

今後とも、ニホンジカ被害防止対策を積極的に推進してまいります。

署長：滝 勝也(令和6年4月1日～現職)